

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第六項の規定に基づき、及び同法を実施するため、第二種指定電気通信設備接続会計規則を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 片山 善博

第二種指定電気通信設備接続会計規則

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 資産及び負債・純資産（第七条）

第三章 費用及び収益（第八条）

第四章 接続会計報告書等の公表等（第九条―第十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって第二種指定電気通信設備を設置する電気通

信事業者（以下「事業者」という。）が、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号。以下「事業会計規則」という。）において使用する用語の例による。

（遵守義務）

第三条 事業者は、この省令の定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

2 この省令に定めのない事項については、事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。

（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）

第四条 事業会計規則第五条前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同条前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に

限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。

（個別注記表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）

第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による移動電気通信役務収支表、別表第三による接続会計報告書並びに当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。

（金額の表示の単位）

第六条 第四条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五条前段の貸借対照表及び損益計算書並びに第五条の個別注記表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」という。）に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。

第二章 資産及び負債・純資産

（資産及び負債・純資産に関する規定の準用）

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。

第三章 費用及び収益

(収益及び費用に関する規定の準用)

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

第四章 接続会計報告書等の公表等

(接続会計報告書及び配賦整理書の提出)

第九条 事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書（次条において「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後三月以内に書面又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）に係る記録媒体により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(接続会計報告書等の公表)

第十条 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所その他の事業所に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

(計算結果証明)

第十一条 事業者は、接続会計財務諸表が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

(会計記録の保存)

第十二条 事業者は、接続会計財務諸表の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

附 則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）第五条中法第三十四条の改正規定の施行の日から施行し、施行の日以後に終了する事業年度から適用する。ただし、事業者の事業年度の中に総務大臣が法第三十四条第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第二種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する。

別表第一 (第5条及び第6条関係)

個別注記表

事業者名 _____ 事業年度 自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 1 継続企業の前提に関する注記
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3 貸借対照表に関する注記
- 4 損益計算書に関する注記
- 5 税効果会計に関する注記
- 6 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 7 金融商品に関する注記
- 8 貸貸等不動産に関する注記
- 9 持分法損益等に関する注記
- 10 関連当事者との取引に関する注記
- 11 重要な後発事象に関する注記
- 12 連結配当規制適用会社に関する注記
- 13 資産除去債務に関する注記
- 14 その他の注記

(記載上の注意)

- 1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。
 - (1) 会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。）又は持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1及び3から12までに掲げる事項
 - (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、9及び12に掲げる事項
 - (3) 会計監査人設置会社であって、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 9に掲げる事項
- 2 貸借対照表及び損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- 3 継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしても

なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

- (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (4) 当該重要な不確実性の影響の接続会計財務諸表への反映の有無

4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、接続会計財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他接続会計財務諸表作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- (3) 引当金の計上基準
- (4) 収益及び費用の計上基準
- (5) その他接続会計財務諸表の作成のための基本となる重要な事項
- (6) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

ア 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が接続会計財務諸表に与えている影響の内容

イ 表示方法を変更したときは、その内容

5 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

ア 資産が担保に供されていること。

イ アの資産の内容及びその金額

ウ 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額

(5) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額

(6) 当該株式会社の子会社の親会社株式（資産の部に計上するものを除く。）の各表示区分別の金額

(7) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（イの区別をすることが困難である場合）は、アに掲げる事項

ア 当該法令の条項

イ 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別

(8) 第7条の規定により準用する事業会計規則第8条の規定により控除した額

- (9) 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金額
- (10) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
- (11) 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならぬ。
- (12) 前号の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。ただし、この場合における割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。
- 6 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- (2) 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
- ア 当該資産又は資産グループについて、用途、種類、場所の概要。またその他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容
- イ 減損損失を認識するに至った経緯
- ウ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
- エ 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
- オ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率
- 7 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。
- (1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
- (2) 繰延税金負債
- 8 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。
- ア 当該事業年度の末日における取得原価相当額
- イ 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- ウ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
- エ アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
- (2) ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のうち電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業の用に供する固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。
- 9 金融商品（金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債権及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 金融商品の状況に関する事項

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- 10 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 11 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）を除外することができる。
- (1) 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
- (2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項
- 12 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。
- (1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
- ア その名称
- イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合
- ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- (2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
- ア その氏名
- イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- (3) 当該事業者と当該関連当事者との関係
- (4) 取引の内容
- (5) 取引の種類別の取引金額
- (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
- (8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が接続会計財務諸表に与えている影響の内容
- 13 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。
- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- (2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- (3) (1)、(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引
- 14 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した

場合における当該事象とする。

15 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

16 資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア 当該資産除去債務の概要

イ 当該資産除去債務の金額の算定方法

ウ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

エ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額

(2) (1)に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務

ア 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

ウ 当該資産除去債務の概要

17 その他の注記は、3から16までに掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第二 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名 _____

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	営業 収益	営業 費用	営業 費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費 償却	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	営業 利益	摘 要	
																営業 収益
移動電気通信役務																
音声伝送役務																
携帯電話																
PHS																
その他の移動体通信																
小計																
データ伝送役務																
小計																
移動電気通信役務 以外の電気通信役務																
合計																

(記載上の注意)

1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。

- | | | | | | | |
|----------|---------|-------|-----------|--------------|-------|--------|
| 営業費 | 費 | 口 | 金 | 売 | 他 | の |
| 窓 | 料 | 販 | そ | | | |
| 契約申込等件数比 | 料金請求件数比 | 販売件数比 | 加入数比、取扱量比 | 度数比又は通数比をいう。 | 以下同じ。 | 又は回線数比 |

運 施	加入数比又は取扱量比
用 保	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
設 通	関連する固定資産価額又はは営業、運用及び施設保全部門の人員費若しくは支出額比
共 理	関連する固定資産価額又はは営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費若しくは支出額比
管 研	営業収益額比又はは関連する支出額比若しくは固定資産価額比
試 究	同上
験 費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
研 償	関連する固定資産価額比
減 却	回線数比又はは取扱量比
固 除	
定 用	
資 料	
産 使	
価 用	
税 料	
公 課	
課 等	
固 税	関連する固定資産価額比
定 所	管理部門等の人員費比
事 税	
業 税	

(2) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。

2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表第三 (第5条、第9条及び第10条関係)

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

総務大臣 殿

年 月 日提出

会社名 _____

代表者の役職氏名 _____ 印

(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

本店の所在の場所 _____

電話番号 _____

連絡者 _____

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所
名称 _____ 所在地 _____

第一部 概要紹介

- 1 報告書の目的
- 2 根拠法令等
- 3 会計処理の基準
 - (1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連
 - (2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）
- 4 接続会計財務諸表の構成
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 個別注記表
 - (4) 移動電気通信役務収支表
- 5 計算結果証明報告の紹介
- 6 第3条第1項ただし書の許可事項

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

第三部 接続会計財務諸表

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 個別注記表（別表第一の様式による）
- 4 移動電気通信役務収支表（別表第二の様式による）

第四部 参考情報

- 1 配賦整理書の紹介及び入手方法
- 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

- 3 特に重要な費用の配賦基準の説明
- 4 用語解説
- 5 その他